

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成29年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	1.6E+0			1.6				1.6
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	2.0E+2	9.8E+1		298.0				298.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		9.7E+1	97.0	97.2
12	千葉県	3.0E-1			0.3		4.1E+2	409.0	409.3
13	東京都								
14	神奈川県						1.2E+2	120.0	120.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						6.8E+2	680.0	680.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						6.2E+2	622.0	622.0
25	滋賀県	3.1E+0			3.1				3.1
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.2E+0			1.2		1.1E+2	111.3	112.5
34	広島県	2.0E+0	2.0E+0		4.0		6.0E+0	6.0	10.0
35	山口県	2.2E+1			22.0		3.0E+0	3.0	25.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.3E+1			63.0				63.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.9E+1			79.0				79.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		3.7E+2	1.0E+2		472.4		2.0E+3	2,048.3	2,520.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。